

区分番号
短-02-02

帯広大谷短期大学教授会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広大谷短期大学学則第51条の規定に基づき、帯広大谷短期大学教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会の構成員は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 専任教授
 - (4) 専任准教授
 - (5) 専任講師
 - (6) 専任助教
- (審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べることができる。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学生の入学、休学、復学、転科、転入学、再入学、留学、退学、除籍、復籍及び懲戒に関する事項
- (3) 学位の授与
- (4) 科目等履修生及び外国人留学生に関する事項
- (5) 学生の試験、単位、資格の認定及び成績評価に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及び課外活動に関する事項

2 教授会は、次に掲げる事項について、審議し学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教員の教育研究業績の審査及び学術研究に関する事項
 - (2) 本学の教育研究に関する重要な事項
- (招集及び議長)

第4条 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

2 学長は、構成員の1/3以上の者から請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 教授会が、必要と認めたときは、他の構成員のうちから、議長を選出し議事の運営に当たらせることができる。

(定足数及び議決)

第5条 教授会は、全員の2/3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の教職員を列席せしめ、意見を求めることができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(議事録の作成及びその取扱い)

第7条 教授会に書記をおく。

- 2 書記には、事務局があたり、議事録を作成し、これを保管する。
- 3 必要に応じて、事務局職員を陪席させることができる。
- 4 構成員は、必要により議事録を閲覧することができる。

(事務)

第8条 教授会の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるものの他、教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、2013（平成 25）年 9 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、2014(平成 26)年 12 月 18 日に成立し、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。